

# 地方独立行政法人奈良県立病院機構令和7年度会計監査人業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条の規定に基づき、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）の令和7年度における財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査を行う会計監査人を選任するため、公募型プロポーザル方式により会計監査人の選定を行う。

## 2 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構令和7年度会計監査人業務

## 3 任期

知事が選任した日から令和7年度の財務諸表承認日までとする。ただし、今回の公募型プロポーザル方式で選定した会計監査人（以下「当該監査法人」という。）は原則として3年間継続することとし、令和8年度及び令和9年度においては、会計監査人としての適格性を欠くに至った場合や辞退する場合を除き、当該監査法人の意向及び当該年度の前年度の監査業務実績等についてのヒアリングの実施をもって、当該年度の会計監査人として選任する。この場合の任期は、各年度の財務諸表承認日までとする。

## 4 プロポーザル参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法（昭和23年法律第103号）その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (2) 病院を有する独立行政法人及び地方独立行政法人の会計監査を実施した実績があること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て中、又は更生手続中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事業所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (10) 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力、又は関与していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 5 参加申込書の提出

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、ア～オに定めるところにより、参加申込書を提出しなければならない。
  - ア 提出書類 参加申込書（様式1～3）
  - イ 提出部数 各1部
  - ウ 提出期限 令和7年7月30日（水）午後5時00分（必着）
  - エ 提出場所 11のとおり
  - オ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (2) 提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査を行い、不適切な場合は、非選定の通知を行う。

## 6 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和7年7月17日（木）から令和7年7月30日（水）午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時00分まで）
- (2) 質問方法 別紙「質問票（様式4）」に質問内容を記入し、必ず電話にて事前連絡の上、FAX又は持参にて提出して下さい。（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）
- (3) 提出先 11のとおり
- (4) 質問内容に対する回答  
奈良県福祉保険部医療政策局病院マネジメント課ホームページに掲載（令和7年8月6日（水）予定）し、質問者に対する個別の回答は行わない。なお、質問者名は明示しない。

## 7 提案書の提出に関する事項

- (1) 提出書類 提案書（様式5～8）、添付資料
- (2) 提出部数 正本1部、副本5部（A4サイズ）  
ただし、見積書は正本1部
- (3) 提出期限 令和7年8月12日（火）午後5時00分（必着）
- (4) 提出場所 11のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (6) その他
  - ア 提案は、各応募者1案とする。
  - イ 提案書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
  - ウ 企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
  - エ 提出された参加申込書及び提案書等は返却しない。

オ 提出期限以降における提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

カ 提出された提案書は公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。

## 8 無効となる参加申込書又は提案書

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した提案は、無効とする。

また、次のいずれかに該当する参加申込書又は提案書は無効となることがあるので、留意すること。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 提案書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

## 9 提案書の審査

### (1) 審査基準

審査に当たっては、以下の評価項目により評価する。

評価項目	評価の視点	配点
1 監査方針	【提案①】 ○監査実施上、工夫すべき点について	30 (5×6)
2 連携・業務支援	【提案②】 ○監事及び内部検査責任者との連携のあり方、法人に対する業務支援について	25 (5×5)
3 その他提案事項	【提案③】 ○その他、法人に対する提案事項等について（有料・無料の区分を含めて記載）	15 (5×3)
4 監査体制・実施計画	○監査チーム（監査責任者等の構成、役割）、監査実施者の経験、実績等 ○監査実施日程、監査業務に要する年間の日数及び人員	20 (5×4)
5 監査報酬見積費用	○評価点数は、次の式により求める。 評価の点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） （小数点以下切り捨て）	10 (10×1)
計		100

### (2) 審査方法

ア 上記の審査基準により企画提案審査委員会において審査を行い、1から5の評価項目を得点化した上で最も得点の高い者を最優秀提案者として決定する。

イ 提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を選定の相手方候補とする。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 提案者が2者以上の場合、全審査委員の評価点の総計が最高得点の提案者について、当該提案者を選定の相手方候補として特定する。ただし、評価基準による評価点が6割未満、又は評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が1以上ある場合は、選定の相手方候

補として特定できない。

エ 審査の結果、最高得点者が2者以上であった場合は、評価基準のうちウエイトの高い評価項目順（1, 2, 3の合計→4→5）に全審査委員の評価点の合計により、審査委員会の合議により契約の相手方候補を特定する。

(3) プレゼンテーション

提案者は、審査委員会において、提案内容についてプレゼンテーションを実施すること。審査委員会の開催通知は、提案者に後日通知する。なお、応募者多数の場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、審査委員会へ諮る条件を絞ることがある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案書を受け付けたすべての事業者に対して、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) その他

必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

10 契約手続

提案書に記載された条件等を基本的条件とし、法人と最優秀提案者との間で具体的条件を定め、会計監査人業務を行うこととする。

11 担当部局（参加申込書、質問票、提案書の提出先及び問い合わせ先）

奈良県福祉保険部 医療政策局 病院マネジメント課 企画係

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

電話番号 0742-27-8647（直通） F A X 0742-22-7471

12 その他

(1) 参加申込書または提案書が無効となる場合

ア 提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部または一部について記載がないもの

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 添付すべき事項以外の内容が添付されている場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 審査委員会でのプレゼンテーションを実施しない場合（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）

キ 県からのヒアリング要請に応じない場合。

(2) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事項に該当するに至った場合は、以後、本件に関する手続きの参加資格を失う。また、該当する受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(3) その他

ア 本件提案への参加に生ずる費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

- ウ 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- エ 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- オ 提出期限までに参加申込書及び提案書の受理数が2者に満たない場合においても、再公告の手続きを踏まずに審査作業を行う。なお、その場合は、各審査委員の総合計得点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた場合は、選定の相手方候補とする。ただし、評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方としない。
- カ 法第39条に違反したときは、解任する。